

平成29年 第2回

渡島西部広域事務組合議会

定例会 会議録

平成29年9月8日 開会

平成29年9月8日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。

誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合 議会議長 溝部 幸基

平成29年9月8日（金曜日）第1号

○議事日程及び会議に付した事件	1頁
○出席議員	1頁
○欠席議員	1頁
○出席説明員	1頁
○欠席説明員	1頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	1頁
○開会・開議宣告	2頁
○議事日程	2頁
○管理者の挨拶	2頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3頁
○日程第2 会期の決定	3頁
○日程第3 諸般の報告	3頁
○日程第4 管理者の行政報告	3頁
○日程第5 認定第1号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	4頁
○日程第6 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	14頁
○日程第7 議案第2号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について	15頁
○日程第8 議案第3号 北海道町村職員退職手当組合格約の変更について	16頁
○日程第9 議案第4号 渡島西部広域事務組合公告式条例の一部改正について	17頁
○日程第10 議案第5号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	18頁
○日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	23頁
○閉会の議決	23頁
○閉会宣告	23頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	9月8日	原案可決
2	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	9月8日	原案可決
3	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	9月8日	原案可決
4	渡島西部広域事務組合公告式条例の一部改正について	9月8日	原案可決
5	平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	9月8日	原案可決
認定 1	平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	9月8日	原案認定

平成29年 第2回 定例会

平成29年9月8日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 認定第1号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第7 議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第8 議案第3号 北海道町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第9 議案第4号 渡島西部広域事務組合公告式条例の一部改正について
日程第10 議案第5号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	堺 繁光（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	福嶋 克彦（木古内町）
	5番	成澤 五郎（知内町）		6番	花田 勇（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（18名）

管 理 者	鳴海 清春	副 管 理 者	高木 壽
参 与	石山 英雄	幹 事	若佐 智弘
参 与	大野 幸孝	幹 事	網野 眞
参 与	大森 伊佐緒	幹 事	大野 泰
監 査 委 員	本庄屋 誠	会 計 管 理 者	西田 啓晃
事 務 局 長	中島 和俊	衛生センター長	鳴海 英人
消 防 長	高田 豊	消防本部次長	鍋谷 悟
松前消防署長	可香 靖	福島消防署長	中島 昌彦
知内消防署長	野戸 英二	木古内消防署長	伊藤 則幸

◎欠席説明員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

書 記	梅岡 忍	書 記	岩本 一成
書 記	鳴海 千草		

◎開会・開議宣告

○議長（溝部幸基）

本日は、ご苦勞様です。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立いたしましたので、平成29年第2回定例会を開会いたします。

◎議事日程

○議長（溝部幸基）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

第2回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、第2回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年は8月に入り、東日本全域において例年のない長雨や冷夏が続き、9月に入りようやく天候が回復の兆しを見せてございますけれども、今後の農作物や水産物に与える影響が懸念されているところでございます。

さて、新年度に入り、早いもので5カ月が経過しておりますが、渡島西部四町では、今のところ幸い大きな災害もなく、また、当組合の運営も順調に推移しているところでございます。

しかし、先般、福島町の浦和海岸において、高校生が遊泳中に溺れて亡くなるという悲しい事故が発生しております。

改めて、犠牲になられた方のご冥福を、心よりお祈りいたしたいと思っております。

これから秋に向け台風シーズンを迎えますので、災害や事故等に備え、職員全員が緊張感をもって準備に万全を期してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

今般の定例会に提案申し上げます案件は、西胆振消防組合の名称変更及び江差町ほか2町学校給食組合の組織変更に伴う、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合並びに北海道市町村職員退職手当組合の規約変更が3件、また、松前町の掲示場所の所在地の変更による公告式条例の一部改正が1件、平成29年度一般会計補正予算が1件、及び平成28年度一般会計歳入歳出決算認定が1件の計6件の議案審議をお願いするものであります。

なお、一般会計の補正予算の主な内容ですが、職員に係る共済組合負担金の変更に伴う追加補正並びに平成28年度決算が確定したことに伴う剰余金の還付及び衛生センター施設整備基金への積立金などが主なものとなっております。

また、福島消防庁舎改修にあたって、当初、福島町で起債の借入れを予定しておりましたが、直接、当組合で起債を借りることになったことにより、歳入歳出の財源繰り替えを併せて行っております。

結びに、平成28年度の決算審査意見書にありますように、今後も構成四町の負担金をもって運営されていることを職員一人ひとりが自覚し、もって職員の意識改革を積極的に進めることで、簡素で効率的な組合運営に努めてまいります。

なお、議案につきましては、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもって、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶といたします。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
6番 花田 勇議員、7番 谷口康之議員を、指名いたします。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程3 諸般の報告を行います。
諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

議事日程4 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。
鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

平成29年渡島西部広域事務組合議会第2回定例会の開催にあたり、平成29年第1回臨時会以降の行政報告を申し上げます。

1点目として、消防関係について

（1）火災発生状況について

7月12日、木古内町本町地区の住宅敷地内で、壁の一部を焼失する小火が発生しております。
なお、出火原因は、蟻の駆除に使用していたガスバーナーの火が内壁に燃え移り、出火したことです。

また、8月17日、同じく木古内町札苅地区において、倉庫1棟が全焼する火災が発生してございます。
なお、出火原因は、火災当事者が漁具を製作する際に使用したガスバーナーのガスが周囲に漏れ、出火したものです。

この度の火災において、所有者の方が顔面と胸部に2度熱傷を受け、救急搬送されてございます。

なお、双方の火災原因が当事者の不注意によるものであることから、火災の出火原因となった当事者に対し、木古内消防署から厳重に注意をしたところであります。

他の行事等につきましては、諸般の報告に整理をしておりますので、後ほど、ご参照願いたいと思います。
以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を、終わります。

◎認定第1号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第5 認定第1号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを、議題といたします。

なお、地方自治法第233条第5項及び同法第241条第5項の規定による書類も提出されておりますので、これらも含めて審査いたします。

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

監査委員の審査意見につきましては、説明を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

これより監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、監査委員の審査意見に対する質疑を終ります。

○議長（溝部幸基）

次に、提案理由並びに決算内容の説明、併せて実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは、議案の33ページを、お願いいたします。

認定第1号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出、渡島西部広域事務組合管理者

決算認定に係る監査委員の審査につきましては、地方自治法第233条（決算）に基づき、6月1日付けで、会計管理者から決算書及び関係書類が管理者に提出され、これを受け7月5日付けで、管理者が監査委員の審査に付したところでございます。

決算書の1ページを、お願いいたします。

7月28日、監査委員から管理者に対し、決算審査意見書が提出されましたので、地方自治法第233条第3項（議会の認定）に基づき、平成28年度決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは決算の内容を、説明いたします。
決算説明書の1ページを、お願いいたします。

平成28年度 渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算説明書

平成28年度における当組合の決算については、議会の認定に付するため別途提出したところですが、この説明書は、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、決算書に併せて提出するものです。

歳入決算額 15億9,484万5,070円

歳出決算額 15億8,491万7,133円

歳入歳出差引額 992万7,937円、これを平成29年度へ繰り越しいたします。

「決算の業務別内訳」の歳入歳出差引額を、ご覧ください。

歳入歳出差引額992万7,937円の内訳は、衛生関係が423万6,984円、消防関係が569万953円です。

後ほど、13ページで「(3)平成28年度一般会計決算精算表」において、基金への積み立てや構成町還付を、改めて説明いたします。

2ページを、お願いします。

「款別歳入決算額の状況」です。

調定額、収入済額、ともに合計15億9,484万5,070円、収入割合100%でございます。

歳入全体に占める款別の割合につきましては、1款分担金及び負担金が歳入全体の87.7%、また、2款使用料及び手数料が7.4%、以下、順のとおりでございます。

平成27年度の決算額と比較いたしますと、2億3,944万3,413円の減額となりましたが、これは、1款分担金及び負担金において、平成27年度事業完了の消防救急デジタル無線整備事業2億7,623万9,724円の影響であります。

なお、歳入の詳しい内容につきましては、決算書の9ページから12ページに、事項別明細書として記載しております。

3ページを、お願いします。

(1) 組合負担金の状況です。

衛生関係分の負担金は、表左中段、小計のとおり4億3,069万1千円、また、消防関係分は、下から2行目9億6,837万9千円で、負担金合計は、13億9,907万円となりました。

負担金の構成比率は、衛生関係分が約30.78%、消防関係分が約69.22%となっております。

4ページです。

(2) 組合手数料の状況です。

各種手数料の収入済額は、合計で1億1,704万1,832円となりました。

中でも、し尿処理手数料の1億176万5,570円は、手数料割合の86.9%を占めております。

また、浄化槽汚泥処理手数料は、1,003万2,000円で、構成割合8.6%となり、以下、ごみ処理手数料、消防手数料の順となっております。

下の(3)組合債の状況ですが、平成28年度の起債借入れは、ありませんでした。

5ページです。

款別歳出決算額の状況です。

歳出の予算現額合計15億9,539万4千円に対し、支出済額は15億8,491万7,133円で、予算執行率99.34%となりました。

不用額の合計は1,047万6,867円で、主な不用額は、3款衛生費364万4,183円と、4款消防費506万2,278円、7款予備費139万6,817円でございます。

のちほど18ページで、主な不用額を説明いたします。

6ページです。

(1) 性質別経費の状況です。

款別の歳出決算額を、性質別に、また、前年度決算額と対比した表です。

表の左下、合計の平成28年度と平成27年度の前年比を、ご覧ください。

人件費 4.5%の減は、総務費において3年に1度の退職手当の精算による増、また、衛生費の再任用職員の1名減と前センター長と新採用職員の給与差、消防署の職員2名減の影響でございます。

物件費 2.8%の減は、総務費における新規計画策定等による増、また、衛生費の需用費の減、消防費の備品購入費の減によるものです。

補助費等 16.3%の減は、諸支出金における消防繰越金の減等によるものです。

なお、消防繰越金については、各構成町に還付しております。

維持補修費 0.9%の増は、衛生費における計画的な各種機器のオーバーホール等によるものです。

建設事業費 44.2%の減は、衛生費におけるストックヤード建設及び最終処分場回転円板の整備による増、また、消防費における平成27年度デジタル無線整備事業完了による減の差し引きであります。

公債費 31.8%の増は、平成24年度借入れの汚泥処理施設整備事業債の元金償還開始によるものです。

積立金 16.3%の減は、諸支出金において衛生関係の決算繰越金と、地方交付税の交付減によるものです。以上により、対前年比は13.1%の減となりました。

7ページを、お願いします。

(2) 款及び節別支出一覧表です。

款別に、決算額と構成比を、それぞれ節別にまとめたものです。

決算額の10.7%を占めた15節工事請負費は、衛生費の最終処分場の回転円板更新やストックヤードの建設、また、消防費の水槽付消防ポンプ自動車購入や耐震性貯水槽整備等、合計1億7,032万7,124円の影響であります。

また、職員115人の人件費は、2節給料が3億3,089万2,032円、3節職員手当等2億2,835万1,775円など、1節報酬から4節共済費までの人件費合計が7億6,749万4,659円、構成比48.4%となりましたが、前年度対比では、職員3人の減で、3,596万5,314円の減となりました。

8ページです。

(3) 普通建設事業費の状況です。

衛生センターから木古内消防署までの、普通建設事業23件の事業費と財源内訳を、所属所ごとにまとめたものです。

9ページの合計を、ご覧ください。

事業費合計は、2億5,691万5,542円となりました。

財源は、国道支出金が2,928万円、その他が3,024万円、一般財源が1億9,739万5,542円であります。

8ページの表上の衛生センターに、お戻りください。

上から2段目、※1 浸出水処理施設回転円板更新事業3,024万円につきましては、衛生積立基金を取り崩し、財源といたしました。

また、その下、※2 のストックヤード建設工事については、国道支出金として、事業費の3分の1となる2,928万円が循環型社会形成推進交付金として交付されました。

10ページを、お願いいたします。

(4) 職員等給与費の状況です。

平成28年度の職員115人分の給与費について、目別、節別、細節別に、まとめたものです。

目別の職員数は、事務局費4人、し尿処理費3人、ごみ再生処理費1人、最終処分場処理費1人、消防本部費3人、松前消防署費34人、福島消防署費21人、知内消防署費24人、木古内消防署費24人、合計115人、前年比3人の減でございます。

給料が3億3,089万2,032円、職員手当等が2億2,835万1,775円、共済費等が1億8,113万4,429円、合計7億4,037万8,236円の給与費となりました。

11ページです。

「その他の参考資料」、(1) 組合債未償還元金現在高です。

合計欄により、順に説明いたします。

平成27年度末の未償還元金の現在高は、11億9,318万3,958円でございます。

平成 28 年度の起債借入れは、ありませんでした。

平成 28 年度償還額は、8,680 万 735 円、差し引き 11 億 638 万 3,223 円が、平成 28 年度末現在の未償還元金となりました。

なお、参考で記載しているとおり、平成 28 年度の支払利子は 706 万 4,654 円でした。

12 ページを、お願いいたします。

(2) 組合債未償還元利償還表です。

表右下の合計を、ご覧ください。

未償還元金は、ただいま説明のとおり 11 億 638 万 3,223 円、また、これに係る利子は 4,038 万 1,061 円、合計 11 億 4,676 万 4,284 円が、平成 28 年度末現在の未償還元利償還額です。

このうち、衛生分の未償還額は 11 億 4,004 万 6,064 円、消防分は 671 万 8,220 円という状況です。

構成町ごとの残高内訳につきましては、記載のとおりでございます。

13 ページです。

(3) 平成 28 年度一般会計決算精算表です。

この表は、1 ページで説明した決算額と繰越額等を記載したものです。

歳入歳出の差引繰越額は、992 万 7,937 円です。

このうち、衛生部門の繰越額 423 万 6,984 円は、衛生センター施設整備基金に積み立ていたします。

また、消防部門の繰越額 569 万 953 円は、構成町に還付いたします。

下の(参考)の表は、衛生センター施設整備基金に係る、平成 27 年度及び 28 年度の基金の状況、また、平成 29 年度予定の積立金の状況を、まとめたものでございます。

表中段の平成 28 年度末の基金現在高は、1 億 5,342 万 863 円です。

これに、平成 29 年度に予定している衛生繰越金 423 万 6,984 円をはじめ、利子配当金や汚泥処理手数料、また、地方交付税 1,094 万 4 千円、合計 2,449 万 2,760 円を積み立てますと、平成 29 年度末現在の基金の総額は、1 億 7,791 万 3,623 円となる予定でございます。

なお、構成町ごとの基金の持ち分は、記載のとおりでございます。

14 ページです。

(4) 平成 28 年度基金積立内訳です。

①衛生センター施設整備基金の平成 28 年度末現在高は、ただいま説明のとおり 1 億 5,342 万 863 円です。

また、下の②石油貯蔵施設立地対策等交付金基金については、平成 27 年度末 603 万 4,810 円に、道支出金等 191 万 7,543 円を加えた結果、平成 28 年度末の基金総額は、795 万 2,353 円となりました。

なお、この基金は、木古内消防署事業実施の財源となるものでございます。

15 ページです。

(5) 衛生関係資料です。

衛生センターの廃棄物収集処理実績のうち、主に平成 28 年度の処理実績を中心に説明いたします。

まず、浄化槽の汚泥処理実績です。

平成 28 年度の搬入量は 2,090kℓ、前年度比 40kℓの減、金額で 19 万 2 千円の減、1.9%の減です。

構成町別に見ると、松前町と福島町が合わせて 55 kℓの減、浄化槽の普及によるものと見ております。

また、知内町は前年度と同じ、木古内町の 15 kℓの増は、町内 2 軒のスーパーの浄化槽汚泥の汲み取りが、前年度 108 kℓに対して 129.6 kℓ、差し引き 21.6 kℓの増加となっており、新幹線効果の影響と見ております。

次に、し尿収集の実績です。

収集量は 18,821.6 kℓで、前年度比 313.22 kℓの減、1.6%の減となりました。

松前町と福島町、知内町、合わせて 319 kℓの減は、浄化槽の普及と人口減少、また、木古内町は 5.7 kℓの増となりました。

次、ごみ処理の実績です。

平成 28 年度の処理量は 1,057.98 t で、前年度比 28.5 t の減、2.6%の減となりました。

松前町と福島町、知内町で、合わせて 48.57 t の減は、分別回収の普及と人口減少、集団資源回収によると見ておりますが、木古内町の 20.07 t の増は、昨年発生住宅及び倉庫全焼のごみ処理量 32 トンが影響していると見ております。

最後に、最終処分場処理の実績です。

埋立量は 999.05 t、前年度比 133.54 t の増、15.4% の増となりました。

構成町全体の不燃残渣の埋立て量は減少しておりますが、例年受け入れている広域連合の焼却灰が前年比 70 t の増、また、数年に 1 度カウントしている埋立て用覆土、また、先ほど説明の木古内町の火災関係の埋め立て量が増加したものです。

なお、広域連合の焼却灰の構成町配分は、例年同様、構成町の埋め立て量の構成比で、また、埋立て用覆土の構成町配分は、均等配分としております。

16 ページです。

(6) 構成町別負担金算出基準です。

構成町の負担金につきましては、組合格約第 15 条第 2 項に基づき、経費ごとに、均等割・人口割・財政割・実績割により負担割合を決定し、積算しております。

負担割合の基準計数は、表のふたつ目、※負担割合の基準計数に記載している数値ですが、この数値をもって負担割合を決定しているところです。

なお、消防本部費を除く消防費につきましては、全額、消防署所在町の負担となっております。

17 ページです。

17 ページの「(7)平成 28 年度歳入決算状況」、また、18 ページの「(8)平成 28 年度歳出決算状況」は、歳入は 2 ページで、また、歳出は 5 ページで説明した款別の内容を、目別にまとめたものです。

18 ページです。

(8) の歳出決算状況により、主な不用額を説明します。

3 款衛生費の 364 万 4,183 円の主な不用額は、し尿収集処理量の減に伴う、し尿処理薬品代 101 万円と、し尿収集委託料 56 万円、また、各施設の消耗器材費等 27 万円、燃料費 41 万円、光熱水費 66 万円、除排雪委託料 34 万円、合わせて 325 万円が主なものでございます。

4 款消防費の 506 万 2,278 円の主な不用額は、救急出動や火災出動に対応する各消防署の職員手当等 116 万 6 千円や、福島消防署の旅費 15 万 9 千円と燃料費 40 万 7 千円、また、知内消防署の肝炎ワクチンの接種料 17 万 6 千円と修繕費 18 万 6 千円、各消防団員の火災出動等に対応する費用弁償 137 万 6 千円、合わせて 347 万円が主なものでございます。

7 款予備費の不用額は、昨年 11 月下旬のアスベスト緊急調査に充用した 60 万 3,183 円の残り、139 万 6,817 円であります。

款別の詳しい内容につきましては、決算書 13 ページから 28 ページに、事項別明細書として記載しております。

19 ページです。

(9) 消防関係資料です。

表中のカッコ書きは、前年度の数値です。

イ. 救急活動状況の表の下、出動件数合計と搬送人員合計の右端、合計をご覧ください。

出動件数は、前年度 1,226 件に対し、平成 28 年度が 1,353 件で 127 件の増、また、搬送人員は、前年度 1,187 人に対し 1,295 人、108 人の増となりました。

出動件数の構成町ごとの増減では、松前町が 53 件、知内町が 27 件、木古内町が 57 件の増となり、福島町が 10 件の減となりました。

ロ. ドクターヘリ搬送状況については、前年度の要請件数 75 件に対し、70 件で 5 件の減、また、搬送人員は、前年度 64 人に対し 58 人で 6 人の減となりました。

要請件数の構成町ごとの増減は、松前町が 2 件の増、福島町は前年同数、知内町が 4 件の減、木古内町が 3 件の減となりました。

ハ、火災発生状況については、前年度に比べ、発生件数・損害額ともに増加しました。

発生件数では、前年度7件に対して10件で3件の増、また、損害額は、前年度より1,403万6千円増の1,968万4千円となりました。

平成28年度の火災発生件数を構成町別に見ますと、松前町が3件、福島町が1件、知内町が3件、木古内町が3件という状況であります。

以上で、決算説明書の説明を終わります。

次に、決算書により、実質収支、財産調書、基金を説明いたします。

決算書の29ページを、お開きください。

【3】実質収支に関する調書です。

この調書は、地方自治法第233条第5項(説明書類等の提出)に基づき、次の【4】財産に関する調書とともに提出するものです。

1 歳入総額から、3 歳入歳出差引額までは、決算説明書1ページで説明した決算額等を、千円単位としたものでございます。

1 歳入総額 15億9,484万6千円

2 歳出総額 15億8,491万8千円

3 歳入歳出差引額 992万8千円

4 翌年度へ繰越すべき財源 なし

5 実質収支額 992万8千円

6 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金なし、でございます。

30ページを、お願いします。

【4】財産に関する調書です。

1 公有財産、(1)土地及び建物、総括で説明します。

まず、土地です。

その他の施設、山林とも増減なく、決算年度末の現在高の面積は、12万5,230.78㎡です。

次は、その横、建物です。

木造建物面積の消防施設における木造33.1㎡の増は、原口消防器具置場新設によるものです。

また、その横、非木造建物の消防施設79.29㎡の減は、旧原口消防器具置場解体による94.5㎡の減と、消防本部車庫新設15.21㎡の増の差し引きでございます。

その下、276.39㎡の増は、ストックヤード新設による増でございます。

これにより、建物面積全体の決算年度中の増減は230.22㎡の増で、決算年度末の現在高は13,381.65㎡となりました。

31ページです。

31ページの(ア)行政財産、また、次の32ページの(イ)普通財産は、ただいま説明の内訳です。

説明を、割愛いたします。

よろしく願いいたします。

33ページです。

(2) 山林です。

山林面積の決算年度中の増減は無く、4万㎡であります。

また、立木の推定蓄積量においては、決算年度中に89㎡の増がありました。

これにより決算年度末の現在高は、2,311㎡となりました。

34ページです。

2 物品です。

決算年度中の増減については、衛生、消防とも、車輛更新により台数の増減は生じませんでした。

衛生分で、フォークリフト1台の更新です。

また、消防分では、自動車の更新2台、これは松前消防署の水槽付消防ポンプ車（水-II型）、福島消防署の消防広報作業自動車、小型動力ポンプ積載車1台の更新は、松前消防署分です。
35ページです。

3 基金です。

(1) 渡島西部衛生センター施設整備基金の決算年度末の現在高は、先に説明のとおり1億5,342万863円です。決算年度中の増減高434万7,320円は、回転円板更新に係る基金取り崩しと、決算繰越金等の年度中の積立金の差し引きによるものでございます。
36ページです。

(2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金基金の決算年度末現在高は、795万2,353円となりました。次の37ページから40ページまでは、各基金の決算審査意見書と、基金の運用状況調書です。
のちほど、ご覧ください。

以上で、決算内容の説明を終ります。
ご審議、よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
暫時休憩をいたします。
再開は、午後2時55分といたします。

休憩 午後2時39分
再開 午後2時54分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

○議長（溝部幸基）

9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

お尋ねします。

ごみの収集に関してお尋ねするんですが、燃えるごみは、広域連合の方で処理しているわけですが、当組合では、資源ごみの取り扱いをしているわけですが、前から言われていることですが、構成町によっては、分別の仕方に差があると言われております。

特に知内町が一番悪いと、今までずっと言われておりますが、実体としたらどうなのか、改善すべき点は、どんな点があるのか、それらの事は、当然ながら構成町の担当課長会議でも連絡していると思うんですが、改善されたのかどうか、ちょっとその辺、お尋ねします。

○議長（溝部幸基）

鳴海英人衛生センター長。

○衛生センター長（鳴海英人）

ご説明いたします。

まず、今、議員が仰られたとおりですね、知内町が実際に一番悪い状況であると。

それは何が悪いのかと言いますと、例えば、その他プラスチックの中に、汚れたものが相当入っていると。

ですから、それをそのまま再資源化できないで、可燃ごみの方に回さざるを得ないという、そういう状況がございまして。

あと、ペットボトルにつきましては、ラベルも剥がしていないですし、中も洗っていないごみが多い。

再三、担当者の方には、担当者会議を通して言っているんですが、なかなか改善されていない状況であると思っております。

特にですね、松前町さんなんかは、ごみの処理の仕方の冊子を作って、全町民に配ったりというような、そういった事例も見られることから、今後はですね、そういうものを、もっと普及させて、全体に広げて行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（溝部幸基）

9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博）

現実的に、知内町でごみ収集の回覧が回って来るんですが、そこに書かれている内容というのは、本当に大雑把なものなんですね。

今、センター長がいわれたように、例えば、ペットボトルのラベルを剥がして洗うということは徹底されていません。ラベル、どうするんだと言ったら、剥がしても剥がさなくてもいいやという言い方が、ずっとされて来ています。あんまりきつく言うと、なかなか、その辺がうまくできないのでという言い方も、かつてですよ、今はどんな指導をしているのか確認していませんけど、されていますので、センター長の方からでもですね、各構成町で、どんな冊子が出されているのか、指導しているのかと、もう一回確認してですね、最低でも、この辺のレベルまでは各町強く指導してくださいよと、そういうことになっていただきたいと思います。

どういうふうに、それについて考えているか、お尋ねします。

○議長（溝部幸基）

鳴海英人衛生センター長。

○衛生センター長（鳴海英人）

実はですね、今、ペットボトルのラベルを剥がすというのは、今年度、試行的にやっている部分です。

実は来年からですね、ペットボトルを集めている協会の方で、ラベルを全部剥がさないと入札額を落としますよという話をしてくれております。

ですから、来年の4月からはですね、完全な全町でラベルを剥がすという指導をしていただくようにですね、今、9月・10月ぐらいに担当者会議を開きまして、先進的な事例の冊子だとかをお示ししてですね、各町に、印刷費がちょっと掛かる部分もあるかと思いますが、それを参考にして、ごみのカレンダーを作っていただくように周知したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（溝部幸基）

2番塚 繁光議員。

○2番（塚 繁光）

よくタバコを吸われる方がですね、ペットボトルの中へタバコを突っ込んでいるんですけども、ああいうものの、その始末というのですか、それと、それを絶対やってはだめだよということも冊子の中に、それも一緒に入れてくれば、もう少し徹底できるのかなと。

結構、喫煙している人がいるんですよ、私の所もよくあるものですから、私自身、笑いながら言うんですけども、なかなか徹底されていないんですよ。

だから、町自体でもって、それをきちっとしてくれば、もう少しきれいに行くのかなと、そういう感じがしますので、そういう指導をして欲しいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海英人衛生センター長。

○衛生センター長（鳴海英人）

実は、タバコの吸い殻だとか、異物の混入されているペットボトルだとか、缶につまましては、ペットボトルは、燃えるごみにそのまま行きます。あと缶については、その他の鉄塊としてですね、ただ中に入っているかどうかは、実際に見てわからないので、きれいに洗ったものはきれいなアルミプレスとスチールプレスとして出すんですが、異物が混入されたり、汚れたりしているのは、その金額以下ですね、ただの鉄塊として搬出してあります。

それと、ただいま申されたとおりですね、缶やビンの中に異物を混入しないように、それも含めてですね、徹底したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（溝部幸基）

11番又地信也議員。

○11番(又地信也)

参考までにお聞きいたします。

資源ごみですね、リサイクルセンターはね、梱包してですね、出していると思うんですけども、リサイクルごみの缶、ペット、アルミですね、実際出している単価を教えてください。

というのはですね、町がね、資源ごみをですね、木古内の場合は、各町内会でほぼ集めましてね、それでごみ収集している民間の方にですね、出しているという中で、今、話があったけれどもラベルは剥がさなくてもいいと、それから缶類はですね、アルミも或いはスチールも混在でいいですよというような業者がいるんですよ。大変、重宝してましてね。袋、ごみの指定袋ありますね、これが一切ですね、ナイロンの普通のナイロンの袋でいいですよということなんですよ。

ちなみに指定袋だと、一人当たり、一家庭の中で例えば4人家族だとすると、一人当たり木古内町の場合は2千円掛かる。4人ですから8千円掛かるということなんです。

ただ、たまたまナイロンの普通のナイロンの袋でいいですよと、あるいはシールは貼らなくてもいいですよ、スチールとアルミは混在でもいいですよということになるとですね、随分、住民が助かっているという現実の流れの中で、果たしてですね、アルミ、スチール或いはペット、もうひとつ加えるとですね、ダンボール等もあるわけなんですけれども、その辺の単価を教えてくださいなと思います。

○議長(溝部幸基)

鳴海英人衛生センター長。

○衛生センター長(鳴海英人)

ご説明いたします。

ちょっと単価の方はですね、今、手持ち、ちょっとなかったので申し訳ないです。

ただ、一般の業者さんの方が、今、うちの方でペットボトルを出しているのは、容器包装リサイクル協会という業界全体で作っている協会なものですから、そちらの方は、確かに単価は安い。引き取り単価は。

それで、缶につきましては、アルミもスチールも、衛生センターでも、一緒に入れて、それは構わないということで収集しております。

ただ、収集袋というのは、各町の収入にもなるということで、それは、袋はそういった形で、各町の指定袋に入れていただきたいというふうに考えています。

またですね、ペットボトルの民間の取引業者が、結構、容器包装リサイクル協会よりも高いお金で買い取りをしているという実態があります。ただ、今年、この秋からですね、情報として入っているのは、中国でペットボトルの引き取りをしないと、そういう情報が入っております。

ですから、今、民間で集めている業者さんに関しては、そのペットボトルを破碎したペレットっていうものなんですけど、それを製造しているんですけど、その行き場がなくなるであろうというふうに言われております。以前にも、こういったことがございまして、民間業者に出している方々が、結局、そっちの業者が取ってくれなくて、容器包装リサイクル協会の方に泣き付いて来たっていう実態がございまして。

ですから今後もですね、公共施設として、公の協会の方に出すのが当然の役目だろうというふうに、以前から衛生センターとしては、そういうスタンスでやっております。

以上です。

○議長(溝部幸基)

11番又地信也議員。

○11番(又地信也)

あのですね、私が、なぜ今聞いたかっていうと、例えばその収集業者に、収集に来ている業者に出す場合は、町内会にお金が入ってくるわけなんですよね。けども逆を返すと、例えばリサイクルセンターに、そういう所に出さないでね、リサイクルセンターに出すと、例えばごみ袋の収入もある、或いはセンター自体の収入も上がるだろうということを考えた時に、どうなのかなという疑心暗鬼になる部分もあるんですよ。

ちなみにうちの町内会、港町町内会っていいですけども、年間ね、230軒くらいの町内会、年間12・3万円、見てあるんですよ。ペットとアルミとスチールとダンボール、関係新聞ね、そうするとね、これもまた小さい町内会としては、すごくね、町内会維持の財源になっているんですね。

だから、そういうことを考えると、果たしてセンターに出した方がいいのか、或いは各町内会が取り組んでいる資源ごみの利活用をですね、考える中で、収集業者に出した方がいいのか、それはですね、ある意味では、町内会活動の中で資源ごみをやった方が、地域としてはメリットが随分あるんです。

で、そんな中でね、今、センター長の方から単価が出てこなかったけれども、下がっているのは事実です。中国のね、その経済事情によって下がっている。けどもね、ひと頃は、アルミはキロ50円ですよ、スチールが10円、ペットも10円というような、すごくね、単価的にいってね、値段が高かった地域もあるんです。

その頃は、うちの木古内の港町町内会ですけれども、20万円以上になったという時もあるんですよ。

ただ今は多分ですね、アルミは30円くらいですかね、それとスチールはゼロでないですか、ゼロだと思う収集業者は、ペットでね、3円か5円くらいかな。というふうに下がったとしても、各町内会ではね、それなりに町内会に入ってくるお金が出てくるということで、町内会をですね、維持している、大変プラスになっているんですよ。

かつ、もうラベルも剥がさなくてもいいし、こういうような利益もあるし、或いは町長咳していますけれども、ごみ袋ね、使わなくてもいいというようなね、利点もあるんですよ。

ですから私は、どうしても指定袋でないといけないのか、どうなのかという部分も、これ有りだと思うし、何でもかんでもリサイクルできるものはセンターに出した方がいいのか、どうかですね、その辺のやっぱり、もうちょっと検討を担当部局としてのね、検討していただければなど。

「やあや、他所へ出さないで、全部、センターに寄こして下さいよ。」ということであれば、その辺のそのメリットといいますかね、センター自体の収入がこのくらい出ますよとかという部分を、もう少しぼんとかう物品の売払い収入ですか、ぼんと載せていただいて、西部四町の広域ですから、その辺を試算した中でですね、啓蒙をするべきでないのかなと思いますので。

答弁は要りません。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時8分

再開 午後3時8分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

各町でですね、各町内会の活動の中で、例えば古雑誌だとか、缶とか、ペットだとかやって、その町村によっては、扱っているところと扱っていないところがあります。

福島町の場合、どちらかというと新聞紙を中心にやられていますんで、又地議長のように、我々塩釜町内会は小さいものですから、月にすると何百円単位しか集めれないという状況の中で。

ただ、やはり究極的にはですね、ごみを出さないんだということが本来だと思いますので、その手法の中でですね、選択肢が多い方が問題はないわけでありますので、ただ、そうはいつても、じゃあその民間で全て賄えるという状況ではございませんので、やはり徹底してですね、ごみを少なくして行くということをですね、町民に訴えながらですね、利用できるものは利用するというのをですね、我々としては、やはり徹底していくべきではないかなと。

ただ、あの町内会の活動まで阻害するようなことはですね、特に私はする必要はないんだと思いますし、また、多分、今の流れを見てて、じゃあ全てですね、その業者さんが処理できるんだというもんでもないんだらうと思いますので、やはり我々四町の中で共同してですね、ごみを処理しているわけがございますので、その中でごみが少なくなれば、当然、各町の持ち出しも少なくなってですね、それが町民に還元されますので、まず、そのことを徹底する、リサイクルを徹底するというのをですね、先程来、何人かの議員さんからもありましたけれど、やはり、それを組合だけが補うのではなくてですね、各町の衛生担当と連携しながらですね、やって行く。そしてまた、今みたいに町内で処理できるものは、それはそれで私は何ら問題ないと思いますので、そこは手法は別としてもですね、それが結果的に自然に優しければ、私は、地球環境を侵すものでなければ、それはそれでいいんだと思います。

ただ、やはり広域の運営ということもございますので、そういったものも念頭に置きながら、そしてある程度施設も整備されておりますので、あまりその施設が遊んでいる状況も如何なものかなというものもありますので、やはり、きちっとそういった所を加味しながらですね、各町と連携を取りながら、広域としては、しっかりごみの数量を減らす運動も心掛けてまいりたいなと思ってございます。

○議長（溝部幸基）

そのほかに質疑、ございませんか。

質疑、ございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

議長（溝部幸基）

採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号について、認定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、認定第1号は、認定することに決しました。

◎議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

議案の1ページを、お願いいたします。

議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

平成29年9月8日提出、渡島西部広域事務組合管理者

規約変更の内容につきましては、当該組合を構成する団体の名称変更に伴う規約変更でございます。内容を説明します。

説明資料の1ページを、お願いいたします。

1 提案の理由について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合を構成する団体において、共同処理事務の追加等により団体名が変更となりましたので、規約を変更しようとするものです。

2 構成団体の名称変更について

（1）共同処理事務追加に伴う名称変更について

西胆振消防組合が、今年6月1日付けで共同処理事務、火葬場に関する事務を追加し、同日、組合名を「西胆振行政事務組合」に変更いたしました。

（2）組織の構成町脱退に伴う名称変更について

江差町ほか2町学校給食組合の構成町である厚沢部町が、今年7月31日に組合を脱退したため、翌8月1日付けで組合名を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に変更しました。

なお、組合を脱退した厚沢部町につきましては、厚沢部町単独で学校給食を提供しているとのことでございます。

3 変更の内容について

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改めます。

4 施行期日について

この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣許可の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。
ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）
質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。
（「なし」という声あり）
討論なしと認め、討論を終わります。

議長（溝部幸基）

採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 1 号を決することに賛成の方は、起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 1 号は可決いたしました。

◎議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第 7 議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

3 ページを、お願いいたします。

議案第 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。
平成 29 年 9 月 8 日提出、渡島西部広域事務組合管理者

内容を説明いたします。
説明資料の 2 ページを、お願いいたします。

1 提案の理由について

北海道市町村総合事務組合を構成する団体において、共同処理事務の追加等により団体名が変更となりましたので、規約を変更しようとするものです。

2 構成団体の名称変更につきましては、議案第 1 号と同じ内容のため、説明の割愛をご了解ください。

3 変更の内容について

別表第 1 檜山振興局 (11) の項中「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局 (12) の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めます。
また、別表第 2 の 1 から 7 の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表 9 の項中「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めます。

3 ページです。

4 施行期日について

この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣許可の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。
ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）
質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。
（「なし」という声あり）
討論なしと認め、討論を終わります。

議長（溝部幸基）

採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 2 号を決することに賛成の方は、起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 2 号は可決いたしました。

◎議案第 3 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第 8 議案第 3 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

5 ページを、お願いします。

議案第 3 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。
平成 29 年 9 月 8 日提出、渡島西部広域事務組合管理者

内容を説明します。
説明資料の 4 ページを、よろしくお願いいたします。

1 提案の理由について

北海道市町村職員退職手当組合を構成する団体において、共同処理事務の追加等により団体名が変更となりましたので、規約を変更しようとするものです。

2 構成団体の名称変更につきましては、議案第 2 号同様、説明を割愛いたします。

3 変更の内容について

別表の (2) 一部事務組合及び広域連合の檜山管内の項中「江差町ほか 2 町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めます。

5 ページです。

4 施行期日について

この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣許可の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。
ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）
質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。
（「なし」という声あり）
討論なしと認め、討論を終わります。

議長（溝部幸基）

採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 3 号を決することに賛成の方は、起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 3 号は可決いたしました。

◎議案第 4 号 渡島西部広域事務組合公告式条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第 9 議案第 4 号 渡島西部広域事務組合公告式条例の一部改正についてを、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

7 ページを、お願いいたします。

議案第 4 号 渡島西部広域事務組合公告式条例の一部改正について
渡島西部広域事務組合公告式条例の一部を改正する条例を、次のように定める。
平成 29 年 9 月 8 日提出、渡島西部広域事務組合管理者

内容を説明いたします。
説明資料の 6 ページを、お願いいたします。

1 提案の理由について

当組合の告示につきましては、構成町に依頼し、各役場敷地内の告示板で掲示しているところでございます。

この度、松前町より役場位置の地番誤りを訂正するため、松前町議会第 2 回定例会において、松前町役場位置条例はじめ関係 4 条例を一括改正したとの通知がありましたので、当組合の関係条例を、松前町同様、改正しようとするものでございます。

2 変更の内容について

松前町役場の位置を、「松前町字福山 2 4 8 番地」から「松前町字福山 2 4 8 番地 1」に改めます。

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行し、松前町の改正条例施行日である平成29年6月26日から適用いたします。

以上で、説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

議長（溝部幸基）

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

◎議案第5号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第5号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

9ページを、お願いいたします。

議案第5号 平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)

平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,432万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億9,117万6千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年9月8日提出、渡島西部広域事務組合管理者

補正の主な内容について、説明いたします。

歳出につきましては、共済組合及び公務災害補償基金等の負担率決定に伴う人件費の追加、また、平成28年度決算繰越に係る基金積立金と構成町還付、地方債に係る財源繰り替えでございます。

歳入については、構成町負担率の確定と、地方交付税決定に伴う構成町負担金の調整等でございます。

議案の説明に入る前に、議案説明資料により、経費別構成町負担按分表の変更と、地方交付税の追加補正について説明いたします。

説明資料の7ページを、お願いいたします。

経費別構成町負担按分表の変更について

1 提案の理由について

当組合の事務事業の執行経費につきましては、組合規約第15条第1項において、組合事業により生ずる収入と構成町負担金、国道支出金、その他の収入を充てると定義しております。

また、構成町の負担割合については、同条第2項において、均等割や人口割、また、財政割、衛生関係のし尿処理等の実績割に基づき設定し、構成町負担金を積算するものとしております。

この度、人口割の基準計数となる今年4月1日の住民人口、また、実績割の基準計数となる前年度の衛生関係の年間実績量が確定いたしましたので、これに係る構成町の負担割合を変更しようとするものです。

2 負担率の変更箇所について

9ページの平成29年度経費別構成町負担按分表(数値確定後の変更)の中段、あつ9ページをお願いします。

9ページの平成29年度経費別構成町負担按分表(数値確定後の変更)の中段、「※負担率基準計数」の色付き部分が、今回、負担割合を変更する箇所でございます。

人口割※2が当該年度4月1日の住民人口、実績割が前年度の各処理量の年間収集実績で、それぞれ構成町の数値を記載しておりますが、この数値割合に基づき、事務局費及び監査委員費、また、し尿処理費、ごみ再生処理費、最終処分場処理費の負担率を変更するものがございます。

3 負担率変更に伴う構成町負担金の調整について

当初予算の構成町負担率につきましては、8ページで(予算編成時)とカッコ書きで書いていますが、これは、基準計数となる人口等の数値確定前の予算編成であることから、人口割にあつては、前年度10月1日の住民人口、また、実績割にあつては、前々年度の衛生関係の年間実績数量を用い、構成町の負担率を設定し、負担金を計上しているところがございます。

この度、人口割及び実績割の負担率が確定いたしましたので、これにより生じた構成町負担金の調整を、今議会に提案しております。

8ページを、お願いします。

説明が重複しますが、8ページの平成29年度経費別構成町負担按分表は、今年度の当初予算の編成時に使用した按分表、また、となりの9ページ、数値確定後の変更の表は、ただいま説明のとおり、色付き部分が変更した箇所でございます。

10ページを、お願いします。

普通地方交付税の追加補正について

1 提案の理由について

当組合が実施したりサイクル施設や最終処分場の整備、また、旧ごみ処理施設の解体等における衛生債に対し、7月31日、今年度の普通地方交付税の決定通知がありました。

交付決定額は6,079万8千円で、予算計上済みの3,914万2千円との差し引き2,165万6千円を、今議会に追加計上しようとするものがございます。

2 交付税増額の内容について

2,165万6千円の増額内容は、次のとおりです。

(1) 平成25年度債の交付税積算乗率アップによる増額

となりの11ページを、お願いします。

11ページ上段の「1 現在償還中の起債に対する地方交付税の交付状況」の表中、下から2行目、平成25年度債(し尿汚泥)の、地方交付税の追加交付(補正)額2,270万6千円をご覧ください。

泥再生処理施設整備に係る平成25年度債において、交付税積算乗率のうち、0.0035の乗率が0.0418に変更となり1,483万7千円の増、また、0.0021の乗率が0.0251に変更となり786万9千円の増、合計2,270万6千円の増額となりました。

(2)調整率増減による減額

同じく 11 ページの上段の表 1 中、追加交付（補正）額の 3 ヶ所、1 千円減、1 千円減、1 万円減のところですが、3 ヶ所の合計 12 千円の減、また、中段の表「2 償還済みの起債に対する地方交付税の交付状況」の、追加交付（補正）額の小計 103 万 8 千円の減額部分を説明いたします。

交付税の交付調整率の増減により、償還中の起債で 12 千円の減、また、償還済みの起債で 103 万 8 千円の減、合計 105 万円の減額となりました。

3 追加の交付税の充当先について

追加の交付税の充当先については、例年同様、次のとおり予算措置いたします。

2 の(1)2, 270 万 6 千円の増額分は、構成町の負担軽減を図るため、償還中の起債財源に充当し、今年度の構成町負担金を減じます。

また、(2)の 105 万円の減額の内、償還中の起債に対する 1 万 2 千円の減額分は、今年度の構成町負担金で調整し、償還済みの起債に対する 103 万 8 千円の減額分は、平成 28 年度衛生繰越金と合わせ、今年度の衛生センター施設整備基金積立金において調整いたします。

なお、地方交付税の交付先につきましては、管理者所在町と指定されているため、福島町負担金での追加補正となります。

4 基金積立に係る構成町の持分割合について

償還済みの起債に対する交付税を基金へ積み立てする際の構成町の持分割合については、当該起債の借入れ年度の人口により積み立ていたします。

なお、対象年度及び当該年度の人口割等につきましては、下に記載のとおりであります。

それでは、議案を説明いたします。

議案の 12 ページに、お戻りください。

まずは、「第 2 表 地方債」について説明いたします。

起債の目的は、福島消防署の消防庁舎改修事業債です。

限度額は 2, 050 万円、利率は 3%以内、起債の方法及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

起債名等につきましては、後ほど、歳出の 30 ページで説明いたします。

当該地方債の申請につきましては、当初、福島町で事務を進めておりましたが、4 月下旬の渡島総合振興局の起債ヒアリングにおいて、「一般単独事業債については、渡島西部広域事務組合の起債申請とするように。」との指導を受けましたので、関係機関と協議の上、起債申請をすることにいたしました。

それでは、歳出を説明いたします。

20 ページを、お願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目事務局費 12 万円の追加でございます。

4 節共済費において、4 人分の負担金の追加です。

共済費の追加については、3 月 14 日付けで市町村共済組合及び公務災害補償基金の負担率改定通知が来ましたので、これに基づき追加するものです。

事務局費以降、全ての所属において増減が生じており、その総額は 438 万 4 千円となりました。

21 ページを、お願いいたします。

3 款衛生費、1 項清掃費 14 万 6 千円の追加、1 目し尿処理費 10 万 1 千円の追加は、3 人分の共済費であります。

22 ページを、お願いします。

2 目ごみ再生処理費 2 万 7 千円の追加は、1 人分の共済費です。

23 ページを、お願いいたします。

3 目最終処分場処理費 1 万 8 千円の追加です。

再任用職員 1 人の雇用保険料 6 千円の減額につきましては、3 月 31 日の保険料率の引き下げ法案が成立し

ましたので、これに対応するものです。

なお、当組合の再任用職員4人に対する雇用保険料の減額総額は、2万8千円となっております。
24ページを、お願いします。

4款消防費、1項常備消防費476万6千円の追加、1目消防本部費3万円の減額です。

4節共済費5万8千円の減額のうち、職員共済負担金5万7千円の減額は、今回の率改定により20万1千円の追加となるべきところ、当初予算の算定誤りにより、差し引き5万7千円の減額となったものでございます。

12節役務費5万2千円の減額は、今年10月上旬、山形県米沢市で開催される緊急消防援助隊 北海道・東北ブロック合同訓練大会に出向くための経費ですが、出発場所が、函館から苫小牧に変更するなどの行程変更に対応するため、予算科目を14節使用料及び賃借料に組み替えの上、追加経費2万8千円を含む8万円を14節に予算計上いたしました。

25ページを、お願いします。

2目松前消防署費92万5千円の追加は、33名分の共済費です。

なお、公務災害補償基金の負担率の改定中、消防職員のみ負担率が引き上げとなり、消防本部及び各消防署において追加が生じております。

26ページです。

3目福島消防署費58万4千円の追加は、22人分の共済費です。

27ページです。

4目知内消防署費219万6千円の追加は、24人分の負担金追加と1人分の再任用職員の雇用保険料です。

なお、職員共済組合負担金216万8千円の追加は、共済負担率改定に伴う66万1千円の追加と、当初予算の算定誤りによる150万7千円の追加であります。

28ページを、お願いいたします。

5目木古内消防署費109万1千円の追加です。

4節共済費58万2千円の追加は、24人分の負担金追加と、1人分の再任用職員の雇用保険料の減額であります。

また、18節備品購入費50万9千円の追加は、10月1日採用予定者1名及び本年4月1日採用職員1名の貸付被服の購入経費です。今後とも、退職職員の被服の再利用等を進めながら、消防活動の装備充実と経費削減に努めてまいります。

29ページを、お願いします。

2項非常備消防費、2目福島消防団費40万2千円の追加です。

9節旅費において、25万8千円の財源繰り替えをいたします。

7月14日、江別市で開催されました、北海道消防操法訓練大会の福島消防団の参加旅費に対し、北海道消防協会から助成金が交付されましたので、財源を繰り替えるものです。

18節備品購入費40万2千円の追加は、白符婦人消防隊のプロジェクト等一式整備に係る購入経費ですが、3月24日にコミュニティ助成金40万円が決定いたしましたので、今回、歳入・歳出とも追加するものでございます。

30ページです。

3項消防施設費、2目福島施設費、15節工事請負費2,050万円の財源繰り替えは、地方債によるものです。

「第2表 地方債」で、起債の目的や利率等を説明しましたが、起債名は、一般単独事業債で、充当率75%、交付税算入なしです。

償還期間は10年間で、そのうち据置期間は2年、償還開始は平成32年度からとなります。

借入先は、北海道市町村備荒資金組合等を予定しております。

31ページです。

6款諸支出金、1項前年度会計剰余金、1目同じで569万円の追加は、決算で説明した消防分の繰越金560万953円の構成町還付金に対応するものです。

構成町ごとの還付金は、内訳のとおりです。
32 ページです。

2 項積立金、1 目衛生センター施設整備基金積立金、25 節積立金 319 万 9 千円の追加です。
積立金の内訳は、決算で説明した衛生分の前年度繰越金 423 万 6,984 円と、議案説明資料で説明した償還済みの起債に対する地方交付税の交付減額 103 万 8 千円の減額で、差し引き 319 万 8,984 千円を追加積み立てしようとするものです。

以上で、歳出の説明を終わります。
次に、歳入を説明いたします。
15 ページに、お戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 1,676 万 2 千円の減額、1 目衛生負担金 83 万 2 千円の減額、また、16 ページの 2 目消防負担金 1,593 万円の減額です。

衛生負担金の主な補正は、議案説明資料で説明のとおり、構成町負担率変更に係る負担金調整、また、地方交付税決定に係る追加と、これに係る構成町の公債費負担軽減でございます。

また、消防負担金の主な補正は、市町村共済組合負担金等の改定による追加と、地方債借入れに係る財源の繰り替えであります。

衛生負担金及び消防負担金の合計 1,676 万 2 千円の減額を構成町別に見ますと、松前町負担金が 602 万 6 千円の減額、福島町が地方交付税 2,299 万 8 千円の追加を含み 597 万 1 千円の減額、知内町が 23 万 3 千円の減額、木古内町が 453 万 2 千円の減額となりました。

17 ページを、お願いします。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目及び 1 節同じで、992 万 7 千円の追加です。

決算繰越で説明のとおり、前年度繰越金 992 万 7,937 円に対する追加で、今回の追加により、歳入予算を 992 万 8 千円にするものです。

なお、衛生と消防分の繰越金の状況、また、構成町別の繰越金の状況を、下に内訳表として記載しております。

18 ページです。

8 款諸収入、2 項雑入、1 目及び 1 節同じで、65 万 8 千円の追加です。

先に説明したとおり、福島消防団費の白符婦人消防隊プロジェクター等整備に係るコミュニティ助成金 40 万円、また、北海道消防操法訓練大会参加助成金 25 万 8 千円の追加でございます。

19 ページです。

9 款組合債、1 項組合債、1 目同じ、1 節消防庁舎改修事業債 2,050 万円の追加は、福島消防庁舎改修に係る地方債でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。
ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開は、午後 4 時といたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時58分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○議長（溝部幸基）

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

○議長（溝部幸基）

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第5号は可決いたしました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認

○議長（溝部幸基）

日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

閉会中、議会において、出席または派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定いたしました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

以上で、本会議の案件審議は、全て終了いたしましたので、平成29年第2回定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

◎閉会宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

（閉会 午後4時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 花 田 勇

署名議員 谷 口 康 之